第5の7 肝臓機能障害

障害程度等級表

級	別	肝臓機能障害	指数
1	級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	1 8
2	級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	1 1
9	.π.	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常	7
3	級	生活活動が著しく制限されるものを除く。)	(
4	級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4
5	級		
6	級		

一 身体障害認定基準

- 1 等級表1級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - (1) Child-Pugh 分類(注)の合計点数が7点以上であって、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。
 - (2) 次の項目 $(a \sim j)$ のうち、5 項目以上が認められるもの。
 - a 血清総ビリルビン値が 5.0 mg/de以上
 - b 血中アンモニア濃度が 150 μg/dℓ以上
 - c 血小板数が 50,000/mil以下
 - d 原発性肝がん治療の既往
 - e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往
 - f 胃食道静脈瘤治療の既往
 - g 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染
 - h 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上 ある
 - i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
 - j 有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある
- 2 等級表2級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - (1) Child-Pugh 分類(注)の合計点数が7点以上であって、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。
 - (2) 1(2)の項目 $(a \sim j)$ のうち、a からg までの1つを含む3 項目以上が認められるもの。
- 3 等級表3級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - (1) Child-Pugh 分類(注)の合計点数が7点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査

において連続して2回以上続くもの。

- (2) 1(2) の項目 $(a \sim j)$ のうち、a から g までの 1 つを含む 3 項目以上が認められるもの。
- 4 等級表4級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。
 - (1) Child-Pugh 分類(注)の合計点数が 7 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。
 - (2) 1(2)の項目 $(a \sim j)$ のうち、1項目以上が認められるもの。
- 5 肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定して、1級に該当するものとする。

(注) Child-Pugh 分類

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度(Ⅰ・Ⅱ)	昏睡(Ⅲ以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dl超	2.8∼3.5g/dℓ	2.8g/dl未満
プロトロンビン時間	70%超	40~70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/d0未満	2.0∼3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

二認定要領

1 診断書の作成について

身体障害者診断書においては、疾患等により永続的に肝臓機能の著しい低下のある状態について、その障害程度を認定するために必要な事項を記載する。併せて障害程度の認定に関する意見を付す。

(1)「障害名」について

「肝臓機能障害」と記載する。

(2) 「原因となった疾病・外傷名」について

肝臓機能障害をきたした原因疾患名について、できる限り正確な名称を記載する。例えば単に「肝硬変」という記載にとどめることなく、「C型肝炎ウイルスに起因する肝硬変」「ウィルソン病による肝硬変」等のように種類の明らかなものは具体的に記載し、不明なときは疑わしい疾患名を記載する。

傷病発生年月日は初診日でもよく、それが不明確な場合は推定年月を記載する。

(3) 「参考となる経過・現症」について

傷病の発生から現状に至る経過及び現症について、障害認定のうえで参考となる事項を 詳細に記載する。

現症については、別様式診断書「肝臓の機能障害の状況及び所見」の所見欄の内容はすべて具体的に記載することが必要である。

(4) 「総合所見」について

経過及び現症からみて障害認定に必要な事項、特に肝臓機能、臨床症状、日常生活の制限の状態について明記し、併せて将来再認定の要否、時期等を必ず記載する。

(5) 「肝臓の機能障害の状況及び所見」について

ア 「肝臓機能障害の重症度」について

肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の各診断・検査結果について、Child-Pugh 分類により点数を付し、その合計点数と肝性脳症又は腹水の項目を含む 3 項目以上における 2 点以上の有無を記載する。この場合において、肝性脳症の昏睡度分類については犬山シンポジウム(1981 年)による。また、腹水については、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね 10以上を軽度、30以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね 40 kg 以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

(参考) 犬山シンポジウム (1981年)

(参与)	大田シンホンリム(1981年)	
昏睡度	精神症状	参考事項
I	睡眠ー覚醒リズムの逆転	retrospectiveにしか判定
	多幸気分、ときに抑うつ状態	できない場合が多い
	だらしなく、気にもとめない態度	
	指南力(時・場所)障害、物を取り違える	興奮状態がない
	(confusion)	尿、便失禁がない
	異常行動(例:お金をまく、化粧品をゴミ箱に捨て	羽ばたき振戦あり
П	るなど)	
	ときに傾眠状態(普通の呼びかけで開眼し、会話が	
	できる)	
	無礼な言動があったりするが、医師の指示に従う態	
	度をみせる	
	しばしば興奮状態または譫妄状態を伴い、反抗的態	羽ばたき振戦あり(患者
	度をみせる	の協力が得られる場合)
Ш	嗜眠状態 (ほとんど眠っている)	指南力は高度に障害
	外的刺激で開眼しうるが、医師の指示に従わない、	
	または従えない (簡単な命令には応じうる)	
	昏睡 (完全な意識の消失)	刺激に対して、払いのけ
IV	痛み刺激に反応する	る動作、顔をしかめる等
		がみられる
V	深昏睡	
	痛み刺激にもまったく反応しない	

肝臓機能障害の重症度は、90日以上(180日以内)の間隔をおいた連続する2回の検

査により評価するものであり、それぞれの結果を記載する。なお、既に実施した 90 日以前(最長 180 日まで)の検査の結果を第1回の結果とすることとして差し支えない。

イ 「障害の変動に関する因子」について

肝臓機能障害を悪化させる因子であるアルコールを、それぞれの検査日より前に 180 日以上摂取していないことについて、医師による確認を行う。また、それぞれの検査時 において改善の可能性のある積極的治療を継続して実施しており、肝臓移植以外に改善 が期待できないことについて、医師による確認を行う。

ウ 「肝臓移植」について

肝臓移植と抗免疫療法の実施の有無について記載する。複数回肝臓移植を行っている 場合の実施年月日は、最初に実施した日付を記載する。

- エ 「補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限」について
 - (7) 原発性肝がん、特発性細菌性腹膜炎、胃食道静脈瘤の治療の既往 医師による確定診断に基づく治療の既往とする。
 - (4) 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染の確認 HBs 抗原検査あるいはHCV-RNA 検査によって確認する。 なお、持続的な感染については、180 日以上の感染を意味する。
 - (ウ) 期間・回数・症状等の確認 7日等の期間、1日1時間、2回等の頻度、倦怠感・易疲労感・嘔吐・嘔気・有痛性筋けいれんの症状の確認は、カルテに基づく医師の判断によるものとする。
 - (エ) 日・月の取扱い

1日:0時から翌日の0時までを意味する。

1月:連続する30日を意味する。暦月ではない。

(オ) 月に7日以上

連続する30日の間に7日以上(連続していなくてもかまわない)を意味する。

2 障害程度の認定について

- (1) 肝臓機能障害の認定は、肝臓機能を基本とし、肝臓機能不全に基づく臨床症状、治療の状況、日常生活活動の制限の程度によって行うものである。
- (2) 肝臓機能検査、臨床症状、治療の状況と日常生活活動の制限の程度との間に極端な不均衡が認められる場合には、慎重な取扱いをして認定する必要がある。
- (3) 患者の訴えが重視される所見項目があるので、診察に際しては、患者の主訴や症候等の診療録への記載に努めること。
- (4) 肝臓移植術を行った者の障害程度の認定は、現在の肝臓機能検査の結果にかかわらず、抗免疫療法を実施しないと仮定した場合の状態で行うものである。
- (5) 身体障害認定基準を満たす検査結果を得るため、必要な治療の時期を遅らせる等のことは、本認定制度の趣旨に合致しないことであり、厳に慎まれたい。
- (6) 初めて肝臓機能障害の認定を行う者であって、Child-Pugh 分類の合計点数が 7 点から 9 点の状態である場合は、1 年以上 5 年以内の期間内に再認定を実施すること。

疑義解釈

質 疑 口 答

1. 障害となった原因を問わず、認定基準に該 当する場合は認定してよいか。

肝炎ウイルスに起因するもの以外であって も、肝臓機能障害として認定する。ただし、ア ルコールを継続的に摂取することにより障害 が生じている場合や悪化している場合は、その 摂取を止めれば改善が見込まれることもある ため、一定期間(180日以上) 断酒し、その影 響を排除した状況における診断・検査結果に基 づき認定することを条件とする。

2. すでに肝臓移植を受け、現在抗免疫療法を をもって認定してよいか。

肝臓移植を行ったものは、抗免疫療法の継続 継続している者が、更生医療の適用の目的か┃を要する期間は、これを実施しないと再び肝臓 ら新規に肝臓機能障害として手帳の申請をし 機能の廃絶の危険性があるため、抗免疫療法を た場合、申請時点での抗免疫療法の実施状況 実施しないと仮定した状態を想定し、1級とし て認定することが適当である。

3. 肝臓機能障害で認定を受けていたものが、 再認定等が必要となるのか。

移植後の抗免疫療法を継続実施している間 肝臓移植によって認定している等級の基準に は1級として認定することが規定されており、 該当しなくなった場合、手帳の返還あるいは「手帳の返還や等級を下げるための再認定は要 しないものと考えられる。

> ただし、抗免疫療法を要しなくなった後、改 めて認定基準に該当する等級で再認定するこ とは考えられる。

4. Child-Pugh 分類による合計点数と肝性脳症 第1回と第2回の両方の診断・検査において 又は腹水の項目を含む 3 項以上が 2 点以上の 認定基準に該当していることが必要である。た 有無は、第1回と第2回の両方の診断・検査 だし再認定については疑義解釈 13.を参考にさ 結果が認定基準に該当している必要があるのれたい。 か。

5. 肝性脳症や腹水は、どの時点の状態によっ て診断するのか。

肝性脳症や腹水は、治療による改善が一時的 に見られることがあるが、再燃することも多い ため、診断時において慢性化してみられる症状 を評価する。

なお、関連して、血清アルブミン値について は、アルブミン製剤の投与によって、値が変動 することがあるため、アルブミン製剤を投与す る前の検査値で評価する。

質 疑 口 答

6. 腹水の評価において、体重が概ね 40kg 以下 どういう状態を意味するのか。

超音波検査等の検査技術の確立を踏まえ、腹 の者の基準を別途定めている趣旨は何か。ま 水量の評価は、その容量を原則的な基準として た、薬剤によるコントロール可能なものとは 定めているが、小児等の体格が小さい者につい ては、一定の容量によって重症度を評価するこ とが困難であることに配慮したものである。ま た、薬剤によるコントロールが可能なものと は、利尿剤等の薬剤により、腹水による腹部膨 満や呼吸困難等の症状が持続的に軽減可能な 状態を意味する。

7. アルコールを 180 日以上摂取していないこ いても行うのか。

アルコールは、アルコール性肝障害以外であ との確認は、アルコール性肝障害以外につつても悪化要因となることから、180日以上摂 取していないことの確認はアルコール性肝障 害に限定しない。

8.180 日以上アルコールを摂取していないこと について、どのように判断するのか。

病状の推移及び患者の申告から医師が判断 する。例として、アルコール摂取に関連する検 査数値(γ-GTP 値等)や症状の変化、診察時 の所見(顔面紅潮、アルコール臭等)等を勘案 する。入院等医学的管理下において断酒するこ とにより症状が改善する場合等は、飲酒があっ たものと判断する。

9. 積極的治療を実施とは、どのようなことか ら判断するのか。

医師の指示に基づき、受診や服薬、生活上の 管理を適切に行っているかどうかで判断する。

10. 現在の B型肝炎又は C型肝炎ウイルスの 持続的感染の確認については、180 日以上の らないのか。

現在の症状が肝炎ウイルスに起因すると診 |断されている場合は、すでにウイルスの持続的 間隔をおいた検査を 2 回実施しなければな な感染が確認されているため、直近の1回の検 査によって確認されれば現在の持続的感染と 判断してよい。

11. 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持 ス の感染は対象とはしないのか。

現在確認されている肝炎ウイルスのうち、A 続的感染の確認とあるが、他の型のウイル 型肝炎及び E 型肝炎は症状が慢性化すること は基本的になく、また D型肝炎ウイルスについ ては B 型肝炎ウイルスの感染下においてのみ 感染するため、B型肝炎とC型肝炎のみを対象 としている。今後新たな肝炎ウイルスが確認さ れた場合は、その都度検討する。

質 疑 口 答

12. 強い倦怠感、易疲労感、嘔吐、嘔気、有痛 7 日以上」等は、どのように解するのか。

外来診察時又は入院回診時、自宅での療養時 性筋けいれんあるいは「1日1時間以上」「月|等において、そのような症状があったことが診 療記録等に正確に記載されており、これにより 当該項目について確認できるということを想 定している。

> そのためにも、平素からこれらの症状につい て、継続的に記録を取っておくことが必要であ る。

- 13. 初めて肝臓機能障害の認定を行う者の再認 ア. 再認定の必要性については、第2回目の検 定の必要性に関して、
- 1回9点、第2回10点の場合は、再認定を付 して認定しなければならないのか。
- イ. Child-Pugh 分類による合計点数が 7 点か 9 点の状態であり、再認定の際にも同じく7点 から9点の状態であった場合、再度、再認定 の実施を付しての認定をしなければならな いのか。
- 査時点の結果をもって判断されたい。
- ア. Child-Pugh 分類による合計点数が例えば第一イ. 再認定の際にも 7 点から 9 点の状態であっ た場合は、一律に再認定が必要とするのでは なく、指定医と相談のうえ個別に障害の状態 を確認し再認定の必要性を判断されたい。

身体障害者診断書・意見書(肝臓機能障害用)

総括表

心 行 衣	
氏 名	年 月 日生 男・女 (歳)
住 所	
① 障害名 (部位を明記)	
原因となった 変病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他 ()
③ 疾病・外傷発生年月日 年 月	日・場所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所	所見を含む。)
障害固定又能	は障害確定(推定) 年 月 日
⑤ 総合所見	
	〔 将来再認定 要 ・ 不要 〕〔 再認定の時期 年 月〕
⑥ その他参考となる合併症状	
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称	
所 在 地 診療担当科名	A 医師氏名 印
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見 [障害程度等級 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害	
・該当する (及相当)
注 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両に 能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑に 因となった疾患名を記入してください。	眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機 内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原
2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例に (別様式)を添付してください。	ついては、「歯科医師による診断書・意見書」
3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審認 い合わせする場合があります。	

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日(第1回)	検査日(第2回)				
	年 月	日	年 .	月 日			
	状況	点数	状況	点数			
肝性脳症	なし・I・Ⅱ・		なし・I・Ⅱ・				
// 1.1.//1./	III • IV • V		III • IV • V				
腹水	なし・軽度・ 中程度以上		なし・軽度・ 中程度以上				
	おおむね ℓ		おおむね ℓ				
血清アルブミン値	g/dℓ		g/dℓ				
プロトロンビン時間	%		%				
血清総ビリルビン値	mg/dℓ		mg/dℓ				

合計点数	点	点
(○で囲む。)	5~6点・7~9点・10点以上	5~6点・7~9点・10点以上
肝性脳症又は腹水の項目を 含む3項目以上における 2点以上の有無	有・無	有・無

- 注1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。
- 注2 「点数」の欄には、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

〈Child-Pugh分類〉

(
	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度 (I ・Ⅱ)	昏睡(Ⅲ以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	$2.8\sim3.5$ g/d ℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40~70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	$2.0\sim3.0$ mg/d ℓ	3.0mg/dℓ超

- 注1 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム(1981年)による。
- 注2 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減及び穿刺による排出量を勘案して見込まれる量がおおむね10以上を軽度、30以上を中程度以上とするが、小児等の体重がおおむね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によつてコントロールできないものを中程度以上とする。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを 摂取していない。	O • ×	O • ×
改善の可能性のある積極 的治療を実施している。	0 · ×	O • ×

3 肝臟移植

肝臓移植の実施	有	•	無	実施年月日	年	月	日
抗免疫療法の実施	有	•	無				

注 肝臓移植を行った者で、抗免疫療法を実施しているものについては、1、2及び4の記載を省略できる。

4	補完的な肝機能診断、	症状に影響する病歴、	日常生活活動の制限	

	血清総ビリルビング	值5.0mg/dℓ以	上		有		無
	検査日	年	月	日	11		7///
補完的な肝機能診断	血中アンモニア濃	度150μg/dℓ以	上		有		無
	検査日	年	月	日	H		7117
	血小板数50,000/mil.	以下			有		無
	検査日	年	月	日	1,3		7111
	原発性肝がん治療	の既往			有		無
	確定診断日	年	月	日	,,,		,,,,
	突発性細菌性腹膜	炎治療の既往			有		無
症状に影響する病歴	確定診断日	年	月	日	1,3		7111
	胃食道静脈瘤 治療	胃食道静脈瘤 治療の既往					無
	確定診断日	年	月	日	有		7111
	現在のB型肝炎又はC型肝炎のウイルスの持 続的感染				有		/mr.
	最終確認日	年	月	日	1	•	無
	1日1時間以上の第の強い倦怠感及び				有	•	無
日常生活活動の制限	1日に2回以上の輩 き気が月に7日以上	ュ ユエあるいは3 エある。	0分以上	のは	有	•	無
	有痛性筋けいれん	が1日1回以	上ある。		有	•	無
	該当	個		数			個
	補 完 的 な 形症 状 に 影 響				有	•	無

事 務 連 絡 平成28年3月23日

都道府県 各 指定都市 中 核 市

障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会·援護局 障害保健福祉部企画課

肝臓機能障害及び呼吸器機能障害の障害認定基準等の 見直しに関するQ&Aについて

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。 本年2月4日付けで、肝臓機能障害及び呼吸器機能障害の身体障害認定基準 等の見直しに関する通知をお送りしたところです。

今般の見直しに関して、自治体等から寄せられた質問に対する回答を別紙のとおり取りまとめましたので、適切な認定事務を行うための参考にして下さい。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課人材養成・障害認定係

和田・藤原・西山

電話 03-5253-1111 (内 3029)

FAX 03-3502-0892

(別紙)

肝臓機能障害及び呼吸器機能障害の障害認定基準等の見直しに関するQ&A

〇肝臓機能障害について

問1 認定基準の適用について、平成28年3月に作成された診断書・意見書をもって同年4月以降に申請がなされる場合など、改正前と改正後のいずれの認定基準によって判断すれば良いか。

(答)

申請日ではなく、診断書・意見書の作成日をもって改正前/改正後の認定基準の適用を判断することとする。すなわち、平成28年3月31日までに作成された診断書・意見書を添付して申請がなされた場合については、改正前の認定基準によることとし、平成28年4月1日以降に作成された診断書・意見書を添付して申請がなされた場合については、改正後の認定基準によることとする。

問2 90日以上の間隔をおいて連続する2回の検査を行い、その後、当該検査の結果を用いて診断書・意見書を作成する際に、2回目の検査日から診断書・意見書の作成日までの期間が長くなれば、検査結果の有効性に疑義が生じると考えられるが、診断書・意見書の有効性を判断するための期間の基準(目安)はあるか。

(答)

患者の負担軽減を考慮し、診断書・意見書を作成する時点において、90日 以上の間隔をおいて行われた連続する2回の検査の結果について指定医が有効 であると認めている場合には、当該検査の結果を用いて診断書・意見書を作成 することができるものとする。

ただし、検査が行われた時期から相当の期間を経過している場合は、障害の 状態が変化している可能性もあることから、指定医に対し、当該検査の結果の 有効性について照会し、必要に応じて再検査を要請する等の対応を行うことが 望ましい。